

## 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

児童福祉法に基づく「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令。以下、保育所基準という。）」が令和元年7月31日に一部改正されたことに伴い、本市においても八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

保育所の耐火性能基準については、建築基準法による規制に加え、保育所基準により規制されているが、令和元年6月25日に建築基準法が一部改正され、3階建ての建物について、延べ面積200㎡未満の場合には、耐火建築物であることが求められなくなったところである。

#### ○建築基準法

施設規模		基準（改正前）	→	基準（改正後）	
3階建て	延べ床面積 200㎡以上	耐火		耐火	
	延べ床面積 200㎡未満		規制なし		

一方で、保育所の用に供する建物については、火災時の避難に時間を要する小学校就学前の子どもの安全を確保する観点から、当面、3階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合は耐火建築物とするという現行の取扱いを維持するため、保育所基準が改正されたところであり、これに準じ本市条例についても所要の改正を行うものである。

### 3 施行期日

条例公布の日